

<資料④>

[今治市人権尊重のまちづくり条例]

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び今治市人権都市宣言を基本理念とし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者及び外国人等へのあらゆる人権侵害をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、明るく住みよい人権尊重のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進し、市民の人権意識の高揚を図るものとする。

[略]

(施策の推進)

第4条 市は、あらゆる人権侵害をなくし、人権尊重のまちづくりのために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

[以下略]